

公益財団法人雲浜奨学会の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する 規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人雲浜奨学会（以下「奨学会」という。）の定款第 15 条及び第 31 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要なことを定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、奨学会を主たる勤務場所とし週 3 日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 奨学会は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第 1 に定める 1 人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第 2 に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は、定款第 15 条に定める金額の範囲内で、別表第 3 に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤役員の報酬は、毎月 25 日に支給する。ただし、25 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、25 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、25 日より前の日）を支給日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を、翌月の 25 日までに支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関

口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

- 第 5 条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第 3 条に基づいて定める額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。
- 2 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職又は死亡の当月分の報酬の額は、それぞれ第 3 条に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

- 第 6 条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。
- 2 通勤手当の額は、公益財団法人雲浜奨学会職員給与規程により算定した額とする。
- 3 通勤手当の支給方法は、第 4 条に規程する支給方法による。

(旅費の支給)

- 第 7 条 奨学会は、役員及び評議員が職務のため出張した場合は、旅費を支給することができる。
- 2 旅費は、公益財団法人雲浜奨学会役員及び評議員の旅費に関する規程により支給する。

(公表)

- 第 8 条 奨学会は、この規程をもって、認定法第 5 条第 13 号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役 職	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
理事（常勤）	200,000円	3,000,000円

別表2 非常勤役員の報酬

役 職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
理事長（非常勤）	15,000円	100,000円
常務理事（非常勤）	13,000円	70,000円
理 事（非常勤）	12,000円	50,000円
監 事（非常勤）	12,000円	50,000円

別表3 評議員の報酬

役 職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
評議員会会長	15,000円	50,000円
評議員	12,000円	40,000円